

第2回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議 次第

〔日時〕 令和4年11月21日（月） 18:00

〔場所〕 香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 議 事

（1）高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について

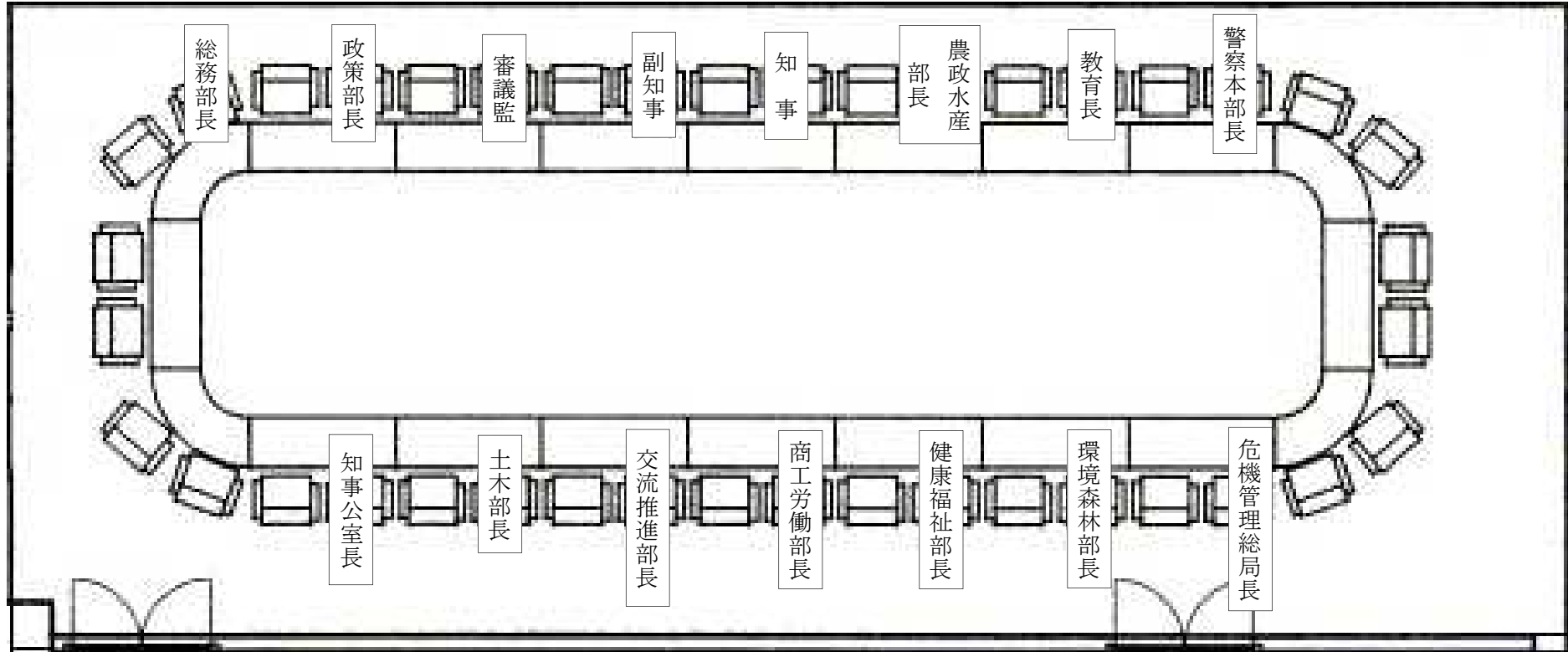
（2）疑似患畜の確認後の防疫措置について

3 その他

4 閉 会

香川県鳥インフルエンザ対策本部会議 配席図

県庁本館 1 2 階大会議室



第2回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議資料

令和4年11月21日

1 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について

(1) 農場の概要

区分	内容
①所在	観音寺市
②鶏種	肉用鶏
③飼養羽数	約24,000羽
④疫学関連農場 ※	約9,000羽

※疫学関連農場：
患者又は疑似患者が確認された農場と同一の管理者等
が出入りしている農場

(2) 経緯

月日	時刻	内容
11月21日 (月)	8:30	農場から西部家畜保健衛生所西讃支所に異常家きんの通報
	10:30	西部家畜保健衛生所西讃支所が簡易検査で13羽中11羽 (死亡鶏11羽中11羽、生存鶏2羽中0羽)の陽性反応を確認
	18:00	県対策本部会議の開催
		(防疫措置に向けた準備)
11月22日 (火) ※予定	早朝	報道発表：疑似患者の確認、防疫措置の開始
	午前中	畜産課による会見

2 防疫措置に向けた準備について

- (1) 発生農場の措置
 - ①家きんの移動自粛
 - ②家畜防疫員が農場の消毒を実施
 - ③防疫措置等に必要な物資の運搬、搬入
- (2) 現地対策本部 観音寺市ふるさと学芸館（旧市立紀伊小学校体育館）において設営
- (3) 消毒ポイント 7か所設置（別添のとおり）

3 疑似患者の確認後の防疫措置について

県対策本部各班は、疑似患者の確認後、下記の措置を速やかに行う。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場及び疫学関連農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、移動制限区域及び搬出制限区域の設定等の防疫措置を開始する。

表：制限区域内の農場数及び飼養羽数（暫定）

区分	範囲	必要な措置	農場数	飼養羽数(暫定)
移動制限区域	3km以内	家きん等の移動を禁止	12か所	約602,000羽
搬出制限区域	3～10km以内	家きん等の搬出を禁止	89か所	約4,048,000羽

- (2) 移動制限区域内の農場について、発生状況確認検査を開始する。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化するとともに、主要な道路の消毒ポイントにおいて関係車両の消毒を行う。

消毒ポイントの設置

	設置場所名	接する道路の種類	住所
1	JA香川県 大野原支店	市道観音寺・大野原線	観音寺市大野原町大野原1931
2	JA香川県 観音寺カントリーエレベーター	県道6号、県道24号	観音寺市新田町1982
3	JA香川県 西讃畜産振興センター(旧 神田出張所)	国道377号	三豊市山本町神田1209-1
4	JA香川県 高瀬支店	国道11号、県道219号	三豊市高瀬町上高瀬1271-2
5	JA香川県 豊南カントリーエレベーター	県道242号	観音寺市大野原町中姫87
6	JA香川県 財田支店	県道218	香川県三豊市財田町財田上3487-2
追加	JA香川県 西共済事務センター(旧 宝山農協)	国道377号	三豊市山本町財田西1455-1